

## 堺市区教育・健全育成会議条例

### (設置)

第1条 本市の各区において、学校教育を取り巻く環境を整備し、もって子どもの教育及び健全育成の充実を図るために必要な事項について調査審議し、及び意見を具申するため、市長及び教育委員会の附属機関として、別表左欄に掲げる区ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる附属機関（以下「区教育・健全育成会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 区教育・健全育成会議は、それぞれ委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他子どもの教育又は健全育成に関し優れた識見を有する者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 区教育・健全育成会議にそれぞれ会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、その属する区教育・健全育成会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 区教育・健全育成会議の会議は、必要に応じてそれぞれ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 区教育・健全育成会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 区教育・健全育成会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、区教育・健全育成会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議結果等の取扱い)

第7条 市長及び教育委員会は、区教育・健全育成会議が調査審議した結果又は具申した意見を踏まえ、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、区教育・健全育成会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が教育委員会の意見を聴いた上で、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる区教育・健全育成会議の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

別表（第1条関係）

堺区	堺市堺区教育・健全育成会議
中区	堺市中区教育・健全育成会議
東区	堺市東区教育・健全育成会議
西区	堺市西区教育・健全育成会議
南区	堺市南区教育・健全育成会議
北区	堺市北区教育・健全育成会議
美原区	堺市美原区教育・健全育成会議